

65歳までの利用者負担で、個々のニーズに応じた障害福祉サービスの提供を!

兵庫県社会保険推進協議会(兵庫協も加盟)は昨年、「2014年度社会保険等についての自治体アンケート」を実施。その中の「障害者施策・重度訪問看護」について、以下の通りまとめました。

介護保険との関係では「本人の希望があれば支援法による支援を継続1(新温泉町)、介護保険優先であるが切れ目なく支援法による支援を支給するが2(7市町)、介護保険申請がない場合支援法による支援を打ち切るが4(市町)、その他3(市町)、未回答6(市町)」との実態が明らかになりました。



VI 障害者施策: 重度訪問介護について

	基準の有無	時間数	介護保険との関係	上乗せの有無		宿泊を伴う外出時	
				利用制限	宿泊地	利用制限	宿泊地
神戸	神戸市	有	別紙のとおり	介護保険優先であるが要介護認定の遅れなど特段の理由がある場合は相談に応じる	有: 別紙のとおり	有: 別紙のとおり	別紙のとおり
阪神	尼崎市	無		介護保険申請がない場合障害者総合支援法による支援を打ち切る	有: ケアプランを参考に個別に対応	有: 想定なし	該当者なし
	西宮市	有	320時間(区分6)	切れ目なく支援を支給	有: ALS等の運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断され、「要介護5」であり、区分支給限額をすべて使い切っており(訪問介護が50%以上であること)、障害支援区分認定において「区分6」で、吸引等の医療行為が頻回に必要な状態であること。なお介護保険適用以前から障害福祉サービスを利用している者については介護保険での支給量が移行時の障害福祉サービスの支給量に満たない場合はその不足分について障害福祉サービスで支給決定を行う。	有: 原則として1日の範囲で要務を終えるもの	※選択肢なし
	芦屋市	有	278時間(一人あたり平均支給決定量/月 月100時間以上の居宅介護利用者)	介護保険優先であるが介護保険サービスだけでは支援が不十分な場合は障害者総合支援法による支援を支給	有: ①介護保険の7週間あたりの訪問サービス区分の支給限度額まで介護保険を利用 ②介護保険の訪問介護(ホームヘルプ)を5割以上利用 ③要介護認定5かつ支援費で規定されている全身体障害者 以上をすべて満たす人を協議、対象とする	無	該当者なし
	伊丹市	有	①日中活動系サービス非利用者区分4…140H 区分5…170H 区分6…230H(最重度…250H) ②他制度・サービス利用の場合 区分4…120H 区分5…150H 区分6…210H(最重度…230H)	切れ目なく支援を支給	有: 介護保険の要介護認定において「要介護5」であること。「要介護5」の区分支給限額をすべて使い切っていること(その中身について訪問介護が2/3以上であること)障害支援区分認定において「区分6」であり、通所サービスや短期入所サービスを利用できない人	無	該当者なし
	宝塚市	有	上限無	切れ目なく支援を支給	有: 介護度4以上、支援区分4以上	無	居宅介護に準ずる
	川西市	無		切れ目なく支援を支給	有: ALS等常時介護が必要な方についてはそれぞれのケースに応じて介護保険で不足する部分を障害福祉サービスで支給決定する場合もある	無	該当者はないが想定はしている
	三田市	有	区分による	切れ目なく支援を支給	無: 実績はないが個別に検討	有: 日帰りの利用に限定	該当者なし
	猪名川町	無			無	無	該当者なし
	明石市	有	310H	切れ目なく支援を支給	有: 要介護5の認定を受けていて介護保険サービスを上限まで利用してもさらにサービスが必要と認められた場合	無	居宅介護に準ずる
	加古川市	有	200H	切れ目なく支援を支給	無	無	認めない
東播磨	高砂市	有		切れ目なく支援を支給	有: ケースごとに個別に判断(自己負担で介護サービスを利用できない方が対象)	無	該当者なし
	福美町	有	必要時間	切れ目なく支援を支給	無	無	
	播磨町	有	0時間	切れ目なく支援を支給	無	無	該当者なし

	基準の有無	時間数	介護保険との関係	上乗せの有無		宿泊を伴う外出時	
				利用制限	宿泊地	利用制限	宿泊地
三木市	無		切れ目なく支援を支給	有: 計画相談(ケアプラン)の内容等により上乗せ有	無	無	該当者なし
小野市	無		切れ目なく支援を支給	無	無	無	該当者なし
加西市	有		切れ目なく支援を支給、介護保険申請がない場合は障害者総合支援法による支援を打ち切る	有: 自立支援給付を利用していた人が介護保険へ移行した際に介護保険の支給量が不足分を補う	無	無	認めない
加東市	無		切れ目なく支援を支給	無	無	無	該当者なし
西脇市	有		切れ目なく支援を支給	有: 障害福祉サービス利用時と同じサービスが継続できない場合	無	無	
多可町	有		切れ目なく支援を支給	有: 介護サービスの限度を上回る部分を障害者総合支援法で支給	有: 1日の範囲で要務を扱えるものに限る	無	
姫路市	無	415H/月	介護保険申請がない場合障害者総合支援法による支援を打ち切る	有: 全身体障害者で身障手帳1級所持 介護保険の利用限度額までサービス利用しておりその過半数を居宅介護に利用していること	有: 移動支援に準ずる	無	認めない
※未回答							
神河町	有	区分4 119H/月 区分5 149H/月 区分6 185H/月	切れ目なく支援を支給	無	無	無	該当者なし
福崎町	無	119H~185H	介護保険優先で対応。足りない場合、協議し、必要と認めた場合は障害福祉サービスでカバーすることを検討中	無	無	無	該当者なし
相生市	有	745H	切れ目なく支援を支給	無	無	無	該当者なし
つるぎの市	有	区分4 121H/月 区分5 152H/月 区分6 215H/月	切れ目なく支援を支給	無	無	無	該当者なし
赤穂市	無			無	無	無	該当者なし
粟粟市	有	区分4 117H/月 区分5 147H/月 区分6 209H/月	切れ目なく支援を支給	有: サービス利用計画書への記載があること	有: 前例なし	無	該当者なし
太子町	有	115H/月	切れ目なく支援を支給	無	無	無	該当者なし
上郡町	有	105H/月	介護保険申請がない場合障害者総合支援法による支援を打ち切る	有: 町で認める支給量が介護保険給付のみによって確保できない場合	無	無	該当者なし
佐用町	有	115H/月	切れ目なく支援を支給	有	無	無	該当者なし
※未回答							
養父市	有	50H/月		無	無	無	該当者なし
朝来市	有	区分3 100H/月 区分4 124H/月 区分5 156H/月 区分6 220H/月	切れ目なく支援を支給	有: 介護保険の限度額を超える方	無	無	該当者なし
真光町	無			有: 個人の事情に応じて判断	無	無	該当者なし
新温泉町	無	248H/月	本人の希望があれば障害者総合支援法による支援を継続	無	無	無	該当者なし
丹波市	有	1265H	切れ目なく支援を支給	有: 介護保険の利用上限単位をこえて利用する場合、審査会の承認を得て支給	無	無	該当者なし
山手市	有	24H(最大)	切れ目なく支援を支給	有: 必要に応じて上乗せ	無	無	該当者なし
洲本市	有	区分4 118H 区分5 149H 区分6 172H	切れ目なく支援を支給	有: 介護保険の支給量を超えるサービスの利用を必要とする方	無	無	該当者なし
炭路市	有	区分6 172H	切れ目なく支援を支給	有: 身体要件、介護度、介護サービスの利用種類と利用状況	無	無	該当者なし
あわじ市	有	区分4 118H 区分5 149H 区分6 172H	切れ目なく支援を支給	有: 介護保険の支給量を超えるサービスの利用を必要とする方	無	無	該当者なし